国連森林戦略計画 2017-2030

I. はじめに

A. ビジョン及びミッション

- 1. 森林は世界で最も生産性が高い陸上生態系であり、地球上の生命にとって不可欠なものである。「国連森林戦略計画 2017-2030」(United Nations Strategic Plan for Forests 2017-2030:以下、「UNSPF」という。)は、あらゆるタイプの森林及び森林以外の樹木を持続的に管理経営し、森林減少及び森林劣化を抑止するためのあらゆるレベルの活動に対する地球規模での枠組を示すものである。また、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という。)、国連気候変動枠組条約の下で採択されたパリ協定、生物多様性条約、砂漠化対処条約、国連森林措置(United Nations Forest Instrument:以下、「UNFI」という。)及びその他の国際的な森林に関連する文書、プロセス、約束や目標の実施に向けた、森林関連の貢献の枠組でもある。
- 2. UNSPFは、国連システムの森林に関連する活動に加え、以下に掲げるビジョン及びミッションに向けた国連機関その他のパートナー機関の間の一貫性、連携、相乗効果の醸成のための参照枠組になる。また、「森林に関する国際的な枠組」(International Arrangement on Forests:以下、「IAF」という。)及びその構成員の活動に関し、一貫性を向上させ、指針を示し、重点化するための枠組として機能する。

共有される国連のビジョン:

3. 共有される国連のビジョンは、あらゆるタイプの森林及び森林以外の樹木が、持続的に管理経営され、持続可能な開発に貢献し、経済的、社会的、環境的及び文化的な便益を現在及び将来世代の人々に提供する世界である。

共有される国連のミッション:

4. 共有される国連のミッションは、あらゆるレベルでの協力、連携、一貫性、相乗効果、政治的な意思及び活動の強化等により、持続可能な森林経営や、森林及び森林以外の樹木の2030アジェンダへの貢献を促進することである。

B. 人々と 2030 アジェンダにとっての森林の重要性

- 5. 森林は地球の陸地面積の30%以上、約40億 ha あり、人類や持続可能な開発、地球の健全性にとって必要不可欠なものである。世界の人口の約25%に相当する約16億人の人々が、基礎食料、生計、雇用及び収入を森林に依存している。
- 6. 森林は、木材、食料、燃料、飼料やシェルター当の重要な生態系サービスを提供するとともに、土壌や水の保全、きれいな空気等に貢献する。森林は、土地の劣化や砂漠化を防ぐとともに、洪水、地すべり、雪崩、干ばつ、砂塵嵐、砂嵐その他の自然災害のリスクを減少させる。陸域の生物種の約8割に生息・生育の場所を提供するとともに、気候変動の緩和及び適応、生物多様性の保全に大いに貢献している。

- 7. 持続的に経営されれば、あらゆるタイプの森林は、健全で、生産性があり、強靱で、再生可能な生態系であり、世界中の人々に必要な財及びサービスを提供する。多くの地域において、森林は重要な文化的、精神的な価値も有している。UNFIに示されたとおり、「持続可能な森林経営は、ダイナミックかつ進化している概念として、現在及び将来世代の便益のためにあらゆるタイプの森林の経済的、社会的、環境的な価値を維持し、高めることを目指す」。
- 8. 森林及び森林以外の樹木の持続可能な管理経営は、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:以下、「SDGs」という。)、特に目標 15 (持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化阻止・回復及び生物多様性損失の阻止)の達成を含む 2030 アジェンダの統合的な実施に不可欠なものである。
- 9. 人々にとっての森林の無限の重要性を踏まえ、国連総会は決議 67/200 により 3 月 21 日を国際森林デーとして宣言し、毎年世界各地で森林に関連する啓発や行動促進のための行事が行われている。

C. 傾向及び課題

- 10. 地球上の生命や人類に対する森林の極めて重要な貢献にもかかわらず、木材、食料、燃料、繊維の需要に応えるため、多くの地域で森林減少や森林劣化が続いている。森林減少の原因の多くは、森林セクター以外にあり、貧困の削減、都市の開発に加え、農業、エネルギー、鉱業、交通等の、より多く、かつより早く金銭的リターンが得られる土地利用を優先する政策に代表される、より広範な社会経済的要因に根差している。
- 11. また、森林は、違法あるいは持続可能でない伐採、抑制されない火災、公害、砂塵嵐や砂 嵐、災害、病気、病害虫、侵略性外来種、分断、深刻な気象現象等の気候変動の影響等の危 機にさらされている。これらいずれもが、森林の健全性や生産的で強靱な生態系としての機 能の発揮を脅かすものである。
- 12. 人口の急増や一人当たりの収入の増加が続くことは、林産物やサービスに対する世界の需要と消費を加速させるなど、森林への利用圧力となっている。世界の人口が 2050 年までに 96 億人に達すると予測される中、林産物やサービスに対する将来の需要を満たせるかは、森林の保全、再生、拡大を含め、持続可能な森林経営を確実にするための、あらゆるレベルでの喫緊の行動やセクター間の政策調整にかかっている。
- 13. 世界レベルでは、森林の問題を扱う多くの国際機関や組織等の分断を減少させ、連携を強化する必要がある。
- 14. 国、地方、地域レベルでは、森林に関連するセクター間の連携は不十分で、森林を担当するセクターやステークホルダーは土地利用計画や開発の意思決定に際し、十分に関与していないおそれがある。
- 15. 持続可能な森林経営の効果的な実施は、後発開発途上国、内陸の開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国を含む開発途上国に対し、資金供給、能力開発、環境によい技術の移転

等の十分なリソースに加え、とりわけ革新的な資金源を含む増額された財源を動員する必要性に依存している。持続可能な森林経営の実施は、あらゆるレベルでの良いガバナンスにも大きく左右される。

D. 持続可能な森林経営の活動を拡大させ、価値を向上させる絶好の機会

- 16. UNSPFの開始は、世界の森林やその多様な価値、機能及び便益を現在及び将来にわたって守るため、国連システムの内外において、あらゆるレベルの全ての主体が、強力で断固とした行動を起こそうとする、またとない機会となる。
- 17. UNSPFは、2030 アジェンダ、アディスアベバ行動目標、気候変動枠組条約の下で採択されたパリ協定の採択に代表される 2015 年の世界的な画期的成果の上に築くことを目指したものである。
- 18. 国連システムは、あらゆるタイプの森林及び森林以外の樹木の持続可能な管理経営のための一連の世界目標及びターゲットを達成することにより、これらの取組に貢献するとともに、森林のビジョン及びミッションを実現することができる。

E. IAF

- 19. IAF は、国連経済社会理事会の機能委員会である国連森林フォーラム(United Nations Forum on Forests:以下、「UNFF」という。)及びその197の加盟国、UNFF事務局、「森林に関する協調パートナーシップ」(Collaborative Partnership on Forests:以下、「CPF」という。)、世界森林資金促進ネットワーク(Global Forest Financing Facilitation Network:以下、「GFFFN」という。)及びUNFF信託基金から構成される。UNFFは、森林に関連する課題を統合的かつ包括的に取り扱う権限を有する国連組織であり、UNSPFやUNFIの実施、GFFFNの運用を監督する。
- 20. UNFF の活動は、UNFF 事務局、UNFF 信託基金及び CPF により支えられている。CPF は 国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization of the United Nations:以下、「FAO」と いう。)が議長を務める自発的なパートナーシップであり、森林に関する重要なプログラム を有する 14 の国際機関から構成される。UNFF、UNFF 事務局及び CPF の機能は、経済社会 理事会決議 2015/33 に示されている。
- 21. IAFは、森林に関するプログラムを有する様々な国際機関、地域機関、準地域機関、非政府組織及びプロセスをパートナーとし、世界中で持続可能な森林経営を推進し、実現する上において、メジャーグループその他の関連するステークホルダーの果たす重要な役割をあらゆるレベルで認識している。
- 22. IAFの目的は以下のとおりである。
 - (a) あらゆるタイプの森林の持続可能な経営、特に UNFI の実施を推進する。
 - (b) あらゆるタイプの森林及び森林以外の樹木の 2030 アジェンダへの貢献を強化する。
 - (c) あらゆるレベルで森林の課題に関する協力、連携、一貫性及び相乗効果を強化する。

- (d) 北南、南南、北北、3カ国間協力を含む国際協力、あらゆるレベルでの官民パートナーシップやセクター横断協力を発展させる。
- (e) 持続可能な森林経営の達成を図るため、UNFIに基づき、森林ガバナンスの枠組や実施の 手段を強化するための取組を支援する。

II. 世界森林目標及びターゲット

- 23. 2030年までに達成すべき6つの世界森林目標及び関連する26のターゲットがUNSPFの核となるものである。以下に示すこれらの目標及びターゲットは、UNFIに掲げられた4つの森林に関する世界目標が示す確固たる基礎を包含するとともに、それらを十分踏まえたものである。
- 24. 世界森林目標及びターゲットは任意かつ全世界的なものである。これらは IAF の目的を支えるとともに、SDGs、愛知目標、気候変動枠組条約の下で採択されたパリ協定、その他の森林に関する取組、プロセス、約束や目標の進捗に貢献することを目的とする。
- 25. 2030 アジェンダに定められたビジョン、原則及び約束は、世界森林目標及びターゲットに根拠を与えるものであり、それぞれが相互に関連するとともに、持続可能な森林経営や持続可能な開発における経済的、社会的、環境的な側面を統合するものである。
- 26. 世界森林目標及びターゲットは、国、国際機関、地域機関、準地域機関、非政府組織等のパートナーやステークホルダーによる自発的な取組、貢献、協力の強化を奨励するとともに、それらの枠組となることを目的としている。さらに、国連システム内や CPF 加盟組織間、その他の森林関連の組織やプロセス間において、森林に関する一貫性や連携の強化のための根拠となる。
- 27. 世界森林目標及びターゲットは、それらの達成に必要とされる自発的な取組、貢献、協力等に関する多様な活動分野を含む。これらの活動分野は、UNFIに掲げられている 44 の政策、手段、行動を反映し、含むものである。網羅的ではないが、想定される行動分野はUNSPFの別紙に添付されるとおりである。例示される行動分野は、複数の目標に関連する場合もある。

世界森林目標 1

保護、再生、植林、再造林を含め、持続可能な森林経営を通じて、世界の森林減少を反転させるとともに、森林劣化を防止し、気候変動に対処する世界の取組に貢献するための努力を強化する。

- 1.1 全世界で森林面積を3%増加させる。
- 1.2 世界の森林の炭素蓄積を維持または増加させる。

- 1.3 2020年までに、あらゆるタイプの森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再造林を大幅に増加させる。
- 1.4 あらゆる森林の自然災害や気候変動の影響に対する強靱性や適応能力を世界全体で顕著に強化させる。

目標1及びそのターゲットは、特にSDG6.6、12.2、13.1、13.3、14.2、15.1-15.4 及び15.8、愛知目標5、7、9、11、14 及び15 を支持し、その達成に貢献する。

世界森林目標2

森林に依存する人々の生計向上を含め、森林を基盤とする経済的、社会的、環境的な便益を強 化する。

- 2.1 森林に依存する全ての人々の極度の貧困を撲滅する。
- 2.2 特に開発途上国において、森林関係の小規模企業による手頃なクレジット等の金融サービスへのアクセス並びに森林関係小規模企業のバリューチェーンや市場への統合を顕著に増加させる。
- 2.3 森林及び樹木による食料安全保障への貢献を顕著に増加させる。
- 2.4 森林関連産業、その他森林を基盤とする企業及び森林生態系サービスの社会的、経済的、環境的な開発への貢献を顕著に増加させる。
- 2.5 関連する条約等のマンデートや実施中の活動を考慮しつつ、あらゆるタイプの森林の生物多様性の保全や気候変動の緩和及び適応への貢献を増加させる。

目標2及びそのターゲットは、特にSDG1.1、1.4、2.4、4.4、5.a、6.6、8.3、9.3、12.2、12.5、15.6 及び15.c、愛知目標4、14 及び18 を支持し、その達成に貢献する。

世界森林目標3

世界全体の保護された森林面積やその他の持続可能な森林経営がなされた森林の面積、持続的な経営がなされた森林から得られた林産物の比率を顕著に増加させる。

- 3.1 世界全体で、保護地域として指定された森林や、その他の効果的な地域指定型の保全措置により保全が図られた森林の面積を顕著に増加させる。
- 3.2 長期的な森林の管理経営のための計画がたてられた森林の面積を顕著に増加させる。
- 3.3 持続的な経営がなされた森林から得られた林産物の比率を顕著に増加させる。

目標3及びそのターゲットは、特にSDG7.2、12.2、12.6、12.7、14.2、14.5、15.2 及び15.4、愛知目標7、11、12 及び16 を支持し、その達成に貢献する。

世界森林目標 4

持続可能な森林経営の実施のための、大幅に増加された、新規や追加的な資金をあらゆる財源

から動員するとともに、科学技術分野の協力やパートナーシップを強化する。

- 4.1 持続可能な森林経営に資金を供給するため、あらゆる財源からあらゆるレベルで相当程度の資金を動員するとともに、開発途上国に対し、保全や再造林を含む持続的な経営を推進するための適正なインセンティブを提供する。
- 4.2 公的資金(国庫資金、二国間協力、多国間協力、3ヶ国協力)、民間及び慈善的な団体による融資等、あらゆる財源からの森林関連の資金供給をあらゆるレベルで大幅に増加させる。
- 4.3 森林分野における科学、技術、イノベーションに関する、南北、南南、北北及び3ヶ国間の協力や官民パートナーシップを顕著に向上・増加させる。
- 4.4 森林の資金供給戦略を策定及び実施するとともに、あらゆる財源からの資金にアクセスした国の数を顕著に増加させる。
- 4.5 例えば多くの専門分野にわたる科学的な評価を通じ、森林に関する情報の収集、利用可能性、入手可能性を向上させる。

目標 4 及びそのターゲットは、特に SDG12.a, 15.7、15.a、15.b、17.1-17.3、17.6-17.7、17.16-17.19、愛知目標 19 を支持し、その達成に貢献する。

世界森林目標5

UNFI 等を通じ、持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組を促進するとともに、森林の 2030 アジェンダへの貢献を強化する。

- 5.1 森林を国の持続可能な開発計画及び/または貧困削減戦略に統合した国の数を大幅に増加させる。
- 5.2国及び地方の森林セクターを顕著に強化する等、森林法の執行及びガバナンスが向上するとともに、違法伐採や関連の取引を世界中で大幅に減少させる。
- 5.3国及び地方の森林関連の政策や計画が、各国の法令に基づき、省庁やセクター間で一貫的であり、連携が図られ、それぞれ補完的であるとともに、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を十分に踏まえ、関連のステークホルダー、地域社会及び先住民の参加が確保される。
- 5.4 森林に関連する課題や森林セクターが土地利用計画や開発に関する意思決定プロセス に十分に統合させる。

目標 5 及びそのターゲットは、特に SDG 1.4、2.4、5.a、15.9、15.c、16.3、16.5-16.7、16.10 及び 17.14、愛知目標 2 及び 3 を支持し、その達成に貢献する。

世界森林目標6

国連システム内や CPF 加盟組織間、セクター間、関連のステークホルダー間等、あらゆるレベルにおいて、森林の課題に関し、協力、連携、一貫性及び相乗効果を強化する。

- 6.1 国連システム内の森林関連プログラムが一貫的かつ補完的であり、必要に応じて世界森 林目標及びターゲットを統合する。
- 6.2 CPF 加盟組織間の森林関連プログラムが一貫的かつ補完的であり、それらが全体として 森林及び森林セクターの 2030 アジェンダへの多面的な貢献を包含する。
- 6.3 持続可能な森林経営を推進するとともに、森林減少や森林劣化を阻止するためのセクター間の連携や協力があらゆるレベルで大幅に増加させる。
- 6.4 持続可能な森林経営の概念に関する理解がさらに共通のものとなり、関連する指標セットが定められる。
- 6.5 UNSPFの実施や、会期間活動を含む UNFFの活動において、メジャーグループやその他のステークホルダーのインプットや関与が強化される。

目標6及びそのターゲットは、特に17.14を支持し、その達成に貢献する。

III. 実施の枠組

28. UNSPFは、世界森林目標及びターゲットを達成するため、あらゆるレベルにおける全ての主体による意欲的かつ変化を起こす行動の根拠となる。役割及び責任、実施の手段の概要は以下のとおりである。

A. 役割及び責任

1. UNFF のメンバー

- 29. UNFFのメンバーによる個別のまたは集合的な行動や約束は、UNSPFの実施の成功や世界 森林目標及びターゲットの達成にとって決定的なものである。
- 30. UNFFのメンバーは、各国の事情、政策、優先事項、能力、発展水準、森林の状況等を考慮し、任意で、世界森林目標及びターゲットの達成に向けた自身の貢献を定める。
- 31. UNFFのメンバーは、任意の国別の貢献において、アジェンダ 2030 及び SDGs、愛知目標、気候変動枠組条約の下で採択されたパリ協定に基づく気候変動対策等、他の国際的な森林関連の約束や目標への貢献を必要に応じて盛り込むことができる。
- 32. UNFFのメンバーは、UNSPFのパラ 67 に従って、UNFFにより定められた定期的な頻度により、任意の国別の貢献の進捗を UNFFに任意で報告する。追加的な報告負担を避けるため、任意の国別の貢献に関する UNFFへの任意の報告は、UNSPFや UNFIの任意の報告の一部とすることができる。
- 33. UNFFのメンバーは、森林関連の国際機関、地域機関、準地域機関、プロセスの運営組織のメンバーとして、必要に応じ、それらの組織のマンデートや優先事項を踏まえ、世界森林目標及びターゲットを組織の戦略等へ統合することが推奨される。

2. UNFF 及び UNFF 事務局

- 34. UNFF は、国連システム及び IAF の一部として、経済社会理事会決議 2015/33 に定められたその主要業務を遂行するに当たって、UNSPF に即して活動することとする。UNFF の 4 カ年活動計画(the quadrennial programme of work:以下、「4POW」という。)は、当該 4 年間における世界森林目標及びターゲットへの貢献を反映させることとする。
- 35. UNFF は、CPFへのガイダンスの提供や奇数年及び偶数年の年次会合の間の円滑な相互関係を確実にすること等により、UNSPFの実施のフォローアップ及び評価に責任を有する政府間組織である。
- 36. UNFF 事務局は、4POW 及び UNSPF に関連するあらゆる事項について、事務局機能を提供し、活動を支える。
- 37. セクター横断的な連携を発展させ、国連内外の相乗効果を高めるなど、4POWの下での活動の影響や妥当性を最大化することを目的として、UNFFの年次会合を構成するとともに、会期間の活動を強化することとする。

3. CPF 及びその加盟組織

- 38. CPFの加盟組織は、UNSPFの実施において重要な役割を有しており、適宜、それぞれのマンデートに応じて、関連する世界森林目標及びターゲットを自らの森林関連計画等に統合することが奨励される。
- 39. CPF は、世界森林目標及びターゲットの達成に当たって、その加盟組織間の協力やパートナーシップ、4POW に即した共同の作業計画の実施、全てのまたは一部の加盟組織による共同活動や資金ニーズの把握等を通じ、UNFF 及びそのメンバーによる世界森林目標及びターゲットの推進を支援することが求められる。
- 40. UNFFのメンバーは、CPF 加盟組織間の協力、相乗効果、一貫性の向上に不可欠な戦略として、CPF 作業計画を支援することが奨励される。また、CPF 及びその加盟組織の活動を支援するため、任意で財政支援を提供することが奨励される。

4. 国連システム

- 41. CPFに未加盟の国連機関、組織、国連専門機関の中には、あらゆる形態の貧困の撲滅、男女の平等、女性の社会的地位の向上、労働基準、中小企業、科学技術協力、防災、エコツーリズム等の森林に関連する課題や、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する課題等に取り組むものがある。これらの機関、組織、国連専門機関は、それらのマンデートの範囲において、世界森林目標及びターゲットが、それぞれの機関等の SDGs の達成への貢献を含む政策やプログラムと相乗効果を高められるよう、UNSPFを参照文書として活用することが求められる。
- 42. リオ条約の事務局及びその締約国との緊密な協力並びにそれぞれの森林に関連する目的に 係る相互支援的な取組は、世界森林目標及びターゲットの達成にとって重要である。

43. 国連システム事務局長調整委員会も、必要に応じ、国連システム内で、森林に関連する活動の参照文書として UNSPF の活用を促進することが招請される。

5. その他の政府間パートナー及び国際レベルのステークホルダー

44. CPFに代表される多国間環境協定に加え、湿地に関するラムサール条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、世界遺産条約等、その他多くの多国間環境協定の下で森林に関する活動が実施されており、世界森林目標及びターゲットへの重要な貢献を行うことができる。これら協定の事務局及び締約国は、必要に応じ、それぞれのマンデートに即し、UNSPFの実施に貢献する機会を追求することが求められる。

6. 地域機関、準地域機関及びプロセス

- 45. 国連地域経済委員会、FAO 地域林業委員会をはじめとする地域機関、その他の地域機関、 準地域機関及びプロセスは、国際的な政策及び国の活動との間の重要な架け橋となるととも に、UNSPF を実施し、その世界森林目標及びターゲットを達成するための取組において、 重要なパートナーでもある。
- 46. UNFF は、地域機関、準地域機関及びプロセスとともに、地域内外において、情報の交換、連携の強化、普及啓発、ステークホルダーの関与の強化、優良事例の拡大に向けた能力開発等を奨励することを通じ、世界森林目標及びターゲットに貢献するための方法を特定する。
- 47. 地域機関、準地域機関及びプロセスは、国連システム内の組織や基準・指標プロセスも含め、SDGsの実施に貢献する観点から、UNSPFとそれぞれの政策やプログラムの間の相乗効果を確立し、強化するよう奨励される。
- 48. メンバーは、UNSPFを推進するため、地域及び準地域レベルの森林政策の立案、対話及び連携の強化を検討するよう求められる。

7. メジャーグループ及びその他のステークホルダー

- 49. 持続可能な森林経営の効果的な実施は、森林所有者、先住民や地域社会、地方自治体、民間セクター(中小及び大規模な森林関連企業等)、非政府組織、女性、子どもや若者に加え、科学的、学術的な団体や慈善団体等のあらゆるステークホルダーのあらゆるレベルでの貢献に依存している。
- 50. UNFFは、メジャーグループその他のステークホルダーが、あらゆるレベルにおいて、世界森林目標及びターゲットの達成に向けた自らの貢献を高めるとともに、認識の向上、情報の交換や普及の取組の強化、協調してアイデア等を提供する取組の促進等を目指すネットワーク、アドバイザリーグループその他の枠組に参加し、UNFFや CPFとの交流を強化するための方法を定めるため、メジャーグループその他のステークホルダーとの協力に努める。

51. メジャーグループ及び民間の慈善団体、教育や学術団体、ボランティアグループ等の関連 するステークホルダーは、UNFFや森林に関連する国連機関への関与や参加を確保するた め、あらゆるレベルでの効果的な連携の枠組を自ら構築し、維持するよう奨励される。

B. 実施の手段

- 52. 2030 アジェンダの根幹であるアディスアベバ行動目標に基づき、UNSPF は、あらゆるレベルにおける、効果的な制度、良好な政策、法的枠組、よいガバナンスやパートナーシップ等により支えられた、森林に関する資金供給や能力開発等、国際協力や実施の手段のための基本を提供する。世界森林目標及びターゲットの達成に向けた行動に必要な資金ニーズの全てに応える唯一の解決策は存在しないことを認識した上で、公共部門や民間部門の資金、国際資金、二国間や多国間の資金等、あらゆるステークホルダーによるあらゆる資金源からのリソースをあらゆるレベルで動員するための行動を組み合わせることが必要である。
- 53. SDGs の目標 17 及び各 SDGs の下に掲げられた実施手段に関するターゲットは、2030 アジェンダを実現するための重要な鍵であり、その他の目標やターゲットと同様に重要なものである。再生された持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップが、アディスアベバ行動目標に示された具体的な政策や行動に支えられることにより、SDGs を含む 2030 アジェンダの達成が可能となる。2030 アジェンダの根幹であるアディスアベバ行動目標の国連総会での承認を歓迎するとともに、行動目標の着実な実施こそが、SDGs 及びそのターゲットの実現に不可欠であることが認識されるべきである。
- 54. あらゆる資金源からの新規や追加的な財源を含む資金源が、あらゆるレベルにおいて動員され、効果的に利用されることは、きわめて重要である。国のオーナーシップ及びリーダーシップの原則に裏付けられた、公共の政策、国内の財源の動員及びその効果的な利用は、我々が共通して追求する持続可能な開発の中核をなすものである。
- 55. 民間企業の事業活動、投資やイノベーションは、生産性、包摂的な経済成長、雇用創出の主要なエンジンであり、民間企業の国際的な資本の流れ、特に海外直接投資は、安定した国際的なシステムとあいまって、国の開発努力を補完する重要な要因である。
- 56. 国際公共財政は、各国が国内で公的資金を動員する取組を補完する上で重要な役割を果たすものであり、最大のニーズを抱えつつ、その他の資金を動員する能力が最も劣る国にとって、それは特に重要なものとなる。政府開発援助を含む国際公共財政の重要な効用は、その他の財源や官民の資金源に対し、追加的な資源動員を促すことである。
- 57. 慈善団体や財団も、官民パートナーシップ及び多様なステークホルダーのパートナーシップと同様、持続可能な森林経営や UNSPF の実施のためのリソースの拡充を図る上で重要な役割を有している。
- 58. 世界森林目標及びターゲットを推進するに当たって、メンバーは以下の取組を奨励される。

- (a) 科学、技術及びイノベーションに関する、南北、南南、3ヶ国間の地域協力及び国際協力を推進し、それらの分野へのアクセスを向上させるとともに、特に国連レベルでの既存のメカニズム間の連携の強化や、世界レベルでの技術促進メカニズム等を通じ、相互に合意する条件での知見の共有を促進すること。
- (b) 相互に同意された譲許的優遇的な条件で開発途上国に対して行われる環境に優しい技術 の開発、移転、普及を促進すること。
- (c) 国連システムのプログラム、基金や専門機関、国レベルの基金、国内財源、民間資金に加え、国レベル、地域レベル、準地域レベルの開発銀行や融資機関、二国間開発援助機関、財団や慈善団体から提供される融資の機会等を通じて、無償資金、譲許的有償資金及び革新的な資金を十分利用すること。
- 59. 以下に掲げる活動の有資格国は、その取組を通じて、利用可能な国際的な資金を十分活用 することが奨励される。
 - (a) 地球環境ファシリティ (Global Environmental Facility:以下、「GEF」という。)の持続可能な森林経営戦略及びリオ条約の資金メカニズムとしての GEF の事業対象分野(生物 多様性、気候変動、土地劣化)
 - (b) 環境と開発の目標を統合するに当たって、持続可能な森林経営の多面的な役割を強化するため、GEFの事業対象分野間の相乗効果が発揮できる特性を踏まえた、GEFの増資 過程における持続可能な森林経営のための戦略及び融資
 - (c) UN-REDD プログラム、森林炭素パートナーシップ基金や森林投資プログラムの下での 活動及び緑の気候基金
- 60. メンバーは、生態系サービスへの支払い等の革新的な資金メカニズムの潜在的な可能性 や、気候変動枠組条約の下での既存の資金メカニズムを十分活用することが奨励される。
- 61. 世界森林目標及びターゲットを効果的に達成するには、利用可能な最高の科学的及び伝統的な森林関連の知識の動員を必要とする。科学コミュニティは、UNFF及びそのメンバーと協力し、UNFFに科学的なインプットを行うこと等によって、UNSPFの実施を支援することが奨励される。その際、UNFFは、CPFによる既存の共同イニシアチブを基本としつつ、さらにそれらの取組を強化することが要請される。

1. GFFFN

- 62. UNFFの GFFFN は、CPF 加盟組織との緊密な連携により、各国が UNSPFの実施及び世界森林目標及びターゲットの達成を図るために資金源へのアクセスを促進することで、持続可能な森林経営の取組拡大に貢献する。このため、GFFFN が優先的にすべきことは以下のとおりである。
 - (a) メンバーが、国家森林プログラムまたはその他の適切な国の枠組等において、既存の各国 の政策を含む持続可能な森林経営のための資金の動員に向けた国家森林資金戦略を立案 することを促し、支援すること。

- (b) 各国が自らの政策や戦略を踏まえ、持続可能な森林経営のための既存のあらゆる種類の財源を動員し、それらの資金にアクセスし、効果的に利用できるよう、支援を行うこと。
- (c) CPF が整備した森林資金に関するオンライン・ソースブックに基づき、既存の資金、新規 の資金及び新興の資金の獲得機会に関する情報を提供するクリアリング・ハウス及びデ ータベースとして機能するとともに、成功したプロジェクトから得られた教訓や優良事 例を共有するツールとして機能すること。
- (d) 世界森林目標及びターゲット及び 4POW に掲げられた優先事項の達成に貢献すること。
- 63. 資金へのアクセスに際して、アフリカ、後発開発途上国、低森林被覆国、高森林被覆国、 中規模森林被覆で森林減少が少ない諸国、小島嶼開発途上国、経済移行国等に特有のニーズ や状況に対し、特別の配慮がなされる必要がある。

2. UNFF 信託基金

- 64. UNFF 信託基金は、任意の拠出金を財源として、UNFF を支援する活動に助成する目的で 2001 年に設立された。信託基金は GFFFN の活動にも充てられる。メンバーは、信託基金に 任意拠出を提供することが奨励される。
- 65. UNFF は、信託基金の積立規模を含め、GFFFN の活動内容や業績を定期的に監視及び評価する。

IV. 評価の枠組

A. IAF の評価

- 66. 国連経済社会理事会決議 2015/33 の第 12 章に基づき、UNFF は、IAF がその目的の達成に有効であったかを検証する中間評価を 2024 年に実施し、最終評価を 2030 年に実施することとれている。中間評価においては、以下の事項を考慮することとする。
 - (a) あらゆるタイプの森林に関する法的拘束力のある文書の採択、現行の枠組の強化、現行 の枠組みの継続等の幅広いオプション
 - (b) 資金調達の幅広いオプション、特に、あらゆるタイプの森林の持続可能な経営を支援するためのあらゆる資金源からの資金を動員する任意の世界森林基金の創設。このことは、仮に合意が得られれば、2024年よりも早い UNFF 会合において、さらに検討されうる。

B. UNSPF の進捗

67. UNFF は、2024年及び2030年にそれぞれ実施するIAFの有効性に係る中間評価及び最終評価において、UNSPFの進捗を評価する。当該評価は、世界森林目標及びターゲットに関連のあるSDGs 指標等の国際的に合意された指標に基づいて行われる。

- 68. 当該評価は、UNSPF、UNFI及び任意の国別の貢献の実施状況に関する任意の国別報告、 直近の世界森林資源評価(Global Forest Resources Assessment:以下、「FRA」という。)の結果並びに CPF 及びその加盟組織、地域機関、準地域機関その他関連のステークホルダー 等、国連システムの内外に存在するその他のパートナーからのインプットを考慮して行うものとする。
- 69. 報告負担を軽減するため、UNFFは、FAOのFRAやSDGsの地球規模での評価サイクルを 考慮し、メンバーによる任意の国別報告のサイクルやフォーマットを定めることとされてい る。

C. 2030 アジェンダのフォローアップ及び評価への貢献

70. UNFF は、経済社会理事会の機能委員会として、CPFの世界森林指標に関する取組に加え、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム(the high level political forum:以下、「HLFP」という。)の年次会合において詳細な評価が行われる SDGs に対する森林分野の貢献を十分説明すること等により、2030 アジェンダのフォローアップ及び評価に貢献するべきである。

V. 広報及び普及戦略

- 71. 広報及び普及は、UNSPFに欠かせない重要な要素であり、それ自体が重要な広報手段でもある。広報及び普及戦略は、森林セクターの内外を問わず、あらゆるタイプの森林や樹木による地球上の生命及び人類への不可欠な貢献について認識を高めるために策定される必要がある。広報及び普及戦略は、UNSPFを活用し、4POWに即し、HLPFに関連するテーマ等を考慮するものである。あらゆるレベルの主体がこれらの取組に貢献することが奨励される。
- 72. 広報戦略は、グラフィックな視覚化等により、UNSPFに関する認識を高めるものとする。
- 73. UNFFは UNSPFのための広報及び普及戦略を策定する。当該戦略は、特にターゲット層、主要なメッセージ、手段、活動及び成功基準を定める。
- 74. 国連システム、CPF及びその加盟組織、その他のパートナーは、自らが発するメッセージ の影響力を高めるため、森林に関連する広報や普及に関して、連携や相乗効果を高めるとと もに、国、地域、準地域及び非政府の組織やプロセスと共同でのイベントの実施や出版物の 発行等を検討することが奨励される。
- 75. 3月21日の国際森林デーは、UNSPFの実施を推進するための強力な年次イベントとなるとともに、あらゆるレベルで森林に関わる全ての主体によって、個別及び共同で行う普及活動のプラットフォームとなる。メンバーは、国際森林デーを他の関連のステークホルダーとともに祝い、その活動内容を UNFF に報告することが奨励される。

「別添】

UNSPFの世界森林目標及びターゲットに関連する行動分野(網羅的ではなく、記載順も不同)

世界森林目標 1

保護、再生、植林、再造林を含め、持続可能な森林経営を通じて、世界の森林減少を反転させるとともに、森林劣化を防止し、気候変動に対処する世界の取組に貢献するための努力を強化する。

- (a) 森林減少の削減・抑止
- (b) 森林劣化の削減・抑止
- (c) 森林の健全性の維持・向上
- (d) 再造林、新規植林
- (e) 森林ランドスケープの再生・回復
- (f) 天然更新
- (g) 森林の気候変動の緩和及び適応への貢献
- (h) 森林の生物多様性の損失の削減・抑止
- (i) 侵略性外来種の影響の緩和
- (j) 大気汚染の影響の緩和
- (k) 火災のコントロール及び管理
- (1) 土地劣化及び砂漠化の防止における森林の役割
- (m) 砂塵嵐及び砂嵐への対処
- (n) 野生生物の保護管理
- (o) 天然林及び人工林の持続可能な経営に向けた革新的アプローチ
- (p) 災害リスクの軽減
- (q) 森林内及び近隣における鉱業活動の管理
- (r) 大気、水質、土壌の汚染の影響の緩和
- (s) 天然林及び人工林を含む森林の持続可能な経営に向けた革新的アプローチ

世界森林目標 2

森林に依存する人々の生計向上を含め、森林を基盤とする経済的、社会的、環境的な便益を強 化する。

- (a) 森林の貧困削減及び生計への貢献
- (b) コミュニティ・共同型の森林管理
- (c) 林産物の生産及び加工における付加価値向上
- (d) 林業労働者の雇用条件及び賃金
- (e) 林産物の競争力強化及び多様化
- (f) 森林の財及びサービスの評価
- (g) 生態系サービスに対する支払い
- (h) 森林の保護機能(土壌及び水の管理)
- (i) 森林及び森林以外の樹木の遺伝的多様性の保全及び持続可能な利用
- (i) 伝統的な森林に関連する知識
- (k) 森林に関連する教育、研修及び普及
- (1) 都市化の文脈における森林及び樹木
- (m) 林産物の持続可能な生産及び消費
- (n) 森林の社会経済的機能
- (o) エコツーリズムの開発
- (p) 異なる森林タイプの重要性及び特徴(冷温帯林、温帯林、熱帯林等)
- (q) アグロフォレストリー
- (r) 研究
- (s) 新たな/革新的な林産物
- (t) 持続可能な森林経営における女性及び少女の役割
- (u) 持続可能な建築物資材

世界森林目標3

世界全体の保護された森林面積やその他の持続可能な森林経営がなされた森林の面積、持続的な経営がなされた森林から得られた林産物の比率を顕著に増加させる。

- (a) 保護された森林地域及びネットワークの管理
- (b) 適切な場合には国立公園の設置、拡大等も含め、その他の効果的な区域指定型の保全措置等による保全の強化
- (c) 生産林を含む森林の生物多様性の保全及び持続可能な利用

- (d) 木材及び特用林産物の生産のために利用される森林の持続可能な経営
- (e) 森林の生産機能
- (f) 木質バイオマスの持続可能な利用を含むエネルギー及び薪炭材のための木材
- (g) 持続可能な経営がなされた森林に由来する林産物の競争力
- (h) 市場を基盤としたツール
- (i) 持続可能な森林経営及びその他の公共政策ツールのためのインセンティブ
- (i) 林産物の合法性証明及びトレーサビリティ
- (k) 影響が低減された伐採へのアプローチ
- (1) 面的広がりがある土地利用計画ツールの適用
- (m) 持続可能な森林経営における先住民及び地域コミュニティの役割
- (n) 持続可能な経営がなされた森林に由来する林産物の生産及び消費を促進するための建築物 市場及びインフラ
- (o) 森林の生物多様性の保全及び持続可能な利用

世界森林目標4

持続可能な森林経営の実施のための、大幅に増加された、新規や追加的な資金をあらゆる財源から動員するとともに、科学技術分野の協力やパートナーシップを強化する。

- (a) 持続可能な森林経営を達成するための実施の手段
- (b) UNFIの実施に向けた財政支援
- (c) 国際公共財性及び各国の政府予算
- (d) 持続可能な森林経営及び森林関連企業に対する海外及び国内の民間セクター投資
- (e) 持続可能な森林経営のための資金にアクセスし、動員するための能力開発
- (f) 開発途上国における能力開発を拡大するための専門性
- (g) 公共・民間パートナーシップ
- (h) 環境に優しく、革新的な森林関連技術及びノウハウ
- (i) 北南、南南及び3カ国の技術及び科学協力
- (j) 北北の技術及び科学協力
- (k) 森林関連企業の生産性
- (1) 森林の科学及び政策のインターフェース

- (m) 優良事例及び革新的ツール
- (n) 地域及び準地域の資金供給の財源及びメカニズム
- (o) UNFI 及び UNSPF の実施のためのプログラム及びパイロット事業

世界森林目標5

UNFI 等を通じ、持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組を促進するとともに、森林の 2030 アジェンダへの貢献を強化する。

- (a) あらゆるレベルにおける分野横断的な連携
- (b) 森林の価値を国の計画及び会計に統合
- (c) 持続可能な森林経営への投資のための環境整備
- (d) 森林法の施行、ガバナンス及び貿易
- (e) 違法伐採及び関連の取引
- (f) 森林の土地の保有権及び土地所有制度
- (g) 女性及び少女の地位向上を含む森林セクターにおけるジェンダーの平等
- (h) あらゆるレベルにおけるステークホルダーの参加
- (i) 森林の意志決定における市民参加
- (i) 市民社会のパートナーシップ
- (k) 持続可能な森林経営における研究の役割
- (1) 持続可能な森林経営のための基準・指標
- (m) 森林インベントリー及び信頼できる森林データ及び統計の利用可能性
- (n) 国家森林インベントリー及び他の公的な森林関連データ
- (o) 持続可能な森林経営のための法的な政策及び制度的な枠組

世界森林目標6

国連システム内や CPF 加盟組織間、セクター間、関連のステークホルダー間等、あらゆるレベルにおいて、森林の課題に関し、協力、連携、一貫性及び相乗効果を強化する。

- (a) 世界規模の森林ガバナンスにおける一貫性の向上、分断の減少
- (b) 森林関連のプログラム及び政策間の一貫性、連携及び協力
- (c) CPFの共同政策及び共同事業計画

- (d) UNFFのメンバー、CPF、地域及び準地域の機関及びプロセス、メジャーグループ及びその 他非政府のステークホルダーによる連携及び協力
- (e) あらゆるレベルにおける活動計画の調和
- (f) データ収集並びに報告のサイクル及びフォーマットの強化及び調和
- (g) 基準・指標プロセス間の協調メカニズム
- (h) 持続可能な森林経営に関する共通理解
- (i) 地域及び準地域の連携メカニズム